

川南町告示第106号

公示送達について

下記の者の居所（住所、居所、事務所又は事業所）不明のため、書類が送付できないので、公示送達する。

なお、当該書類は川南町役場税務課に保管してあるので、来庁の上受領すること。

※地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過した時は、書類の送達があったものとみなす。

令和8年 7月30日

川南町長 宮崎 吉敏



記

- 1 根拠法令 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2
- 2 送達すべき書類 令和8年度国民健康保険税納入通知書
- 3 対象者

HAND I K A

岸本 拓三

以上